

仙台市データ連携基盤活用モデル事例創出事業 募集要項

1. 事業の目的

データ利活用の基礎となるデータ連携基盤の役割の検証および有効活用の促進のため、データ連携基盤を活用し、データを掛け合わせて社会的課題の解決などに寄与する新しいサービスの創出を目指すプロジェクトを募集するもの。

2. 募集対象のプロジェクト

(1) 実施テーマ

下記テーマのいずれかを選択し応募すること。

テーマ	募集する事業
① 防災データの利活用	災害時の避難所に関する情報や、災害リスクに関する情報などを活用し、市民・市内企業の防災対応力向上に資するプロジェクト
② その他データの連携	本市ホームページに掲載されているデータ等を活用し、市民の利便性を高めるプロジェクト

(2) 選定プロジェクト数

2プロジェクト

- ・ テーマごとに1件ずつの採択を予定しているが、審査の結果によっては、いずれかのテーマだけで2件採択することもあり得る。
- ・ 提案は、1プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者で構成される場合は、その構成団体も含む）につき、テーマごとに1件に限るものとする。
- ・ 採択は、1プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者で構成される場合は、その構成団体も含む）につき、1件に限るものとする。

(3) 提案・実施にあたっての要件

- ・ 本市が運用するデータ連携基盤（FIWARE）を必ず利用すること。（※別紙データ連携基盤説明資料を参照のこと。）
- ・ データ連携基盤を利用して、複数のデータを連携すること。
- ・ データ連携基盤を利用して連携するデータは、本市のホームページに掲載されているものを基本とするが、その他の公的機関や民間企業等が公開しているオープンデータも利用可とする。（※下記参考の表を参照のこと。）
- ・ データ連携基盤を利用して連携するデータは、静的なデータに限るものとする。動的なデータについては、データ連携基盤を利用しない形での連携は可とする。
- ・ 本市のデータ連携基盤では、個人情報に伴うパーソナルデータを取り扱わないこととしているため、提案事業においては、データ連携基盤には個人情報を伴うパーソナルデータは流通させないこと。
- ・ 本市の他の助成制度や、国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団

体から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けている事業に対しては、本事業の対象としない。

(参考) オープンデータが掲載されているサイトの例

仙台市 HP オープンデータカタログ	https://www.city.sendai.jp/opendata/index.php
せんだいぐらしのマップオープンデータカタログ	https://www2.wagmap.jp/sendaicity/OpenData
宮城県オープンデータポータルサイト	https://miyagi.dataeye.jp/
e-Stat (政府統計の総合窓口)	https://www.e-stat.go.jp/
e-gov データポータル	https://data.e-gov.go.jp/info/ja/top

3. スケジュール

時期	内容
令和5年5月29日(月)～6月27日(火)	応募受付期間
令和5年6月2日(金)	説明会(オンライン)
令和5年5月29日(月)～6月9日(金)	質問受付期間
令和5年6月20日(火)	質問への回答
令和5年6月28日(水)～7月27日(木)	実施事業者の審査・選定
令和5年7月下旬	協定締結
令和5年8月上旬～令和6年1月	事業実施
令和6年2月下旬	成果報告資料提出
令和6年3月中旬	報告会(オンライン)
令和6年3月中旬	業務完了報告

※スケジュールは予告なく変更する場合がある

4. プロジェクト実施者と事務局の役割

プロジェクト実施者に求められる役割と、事務局の役割は以下のとおりである。

(1) プロジェクト実施者の役割

- ・ 事業内容を企画・提案し、必要なリソースを確保の上、事業を実施する(データ連携基盤へのデータの登録・更新のためのAPI連携の準備や必要なデータ加工等は、プロジェクト実施者が行う)
- ・ データ連携基盤活用の際には、本市が検討しているポリシー案を適用することとし、利用結果をフィードバックすることで、課題の洗い出し等に協力する
- ・ データ連携基盤の利用結果のフィードバック等に協力する
- ・ 月次で開催予定の進捗報告会議、また必要に応じて開催する臨時会議等に参加し、報告等を行う

- ・ 本市から要請があった場合、適宜状況を報告する
- ・ 成果物として、成果報告資料及び報告会発表資料を作成する。また、報告会に参加する

(2) 事務局の役割

- ・ 事業内容に対して助言を行う
- ・ データ連携基盤活用にあたり、データ連携基盤運用保守の受託事業者（日本電気株式会社）との間の調整、助言を行う
- ・ 質問への回答作成、提案の具体性の審査等において、データ連携基盤運用保守の受託事業者（日本電気株式会社）からデータ連携基盤の利用に関する技術的な助言を受ける
- ・ データ連携基盤利用のための ID の払い出しや、必要な情報提供等を行う
- ・ データ加工・分析、サービス設計・開発・実証に対して助言を行う

5. プロジェクト支援費

(1) プロジェクト支援費

プロジェクトの経費はプロジェクト実施者と市が双方で負担することとし、そのうち市の負担額については、市の予算の範囲内で全体事業費の10分の9以内とし、かつ、1事業あたり300万円を限度とする。

提案時に提出する経費算出表にプロジェクトに要する経費の詳細を記載すること。

(2) 対象経費

本事業実施に直接的に必要なかつ期間内においてのみ必要となる経費に限る。

以下の経費は対象とならない。

本事業と直接関係のない人件費、備品費（税込2万円以上の物品の購入費）、飲食費、被服費、その他本事業に直接関わらない経費

(3) 支援費の支払い

成果報告資料及び報告会発表資料に対する事務局の検収完了後、請求書の提出をもって支払を行う。支払いは、成果物の提出等完了後の令和6年4月を予定している。

6. 応募資格

以下の要件をすべて満たす国内法人とする。

- ① 市内に事業所を有すること。
- ② 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- ③ 仙台市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと。

※ 複数のプロジェクト実施者で構成される場合、構成するプロジェクト実施者のそれぞれにおいても②から④の要件を満たすこと。

7. 審査

(1) 審査方法

審査委員会を設置し、プロジェクト実施者を審査の上、選定する。審査は下記の手順で実施を予定している。

一次審査	書類審査
二次審査	一次審査通過者からのプレゼンテーションを実施し、選定。 ※ プレゼンテーションは、7月25日(火)の実施を予定している。詳細については、対象者に別途案内する。 ※ 応募数に応じて、一次審査を割愛する場合がある。また、状況に応じて二次審査を二段階で実施する場合がある。

(2) 審査基準

プロジェクト実施者の審査は、以下の各点を評価の観点とする。ただし、その他の観点を含める可能性がある。評価項目の詳細については、下記一覧を参照のこと。

評価の観点	評価項目 (例)	配点
適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的を理解しているか。 ・ 事業目的を踏まえ、プロジェクトの企画、実施、報告書作成に至るまで全体が一貫性を有しているか。 	20
有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施内容や利用するデータ等について、募集要項で定める条件等に合致しているか。 ・ 提案されたプロジェクトの実施内容について、社会的意義や市民に対する価値提供等が示されているか。 	10
具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用するデータについて、内容・取得方法等が具体的に整理されているか。 ・ 構築するサービスが具体的にになっているか。 ・ データ連携基盤の活用方法が具体的に示されているか。 ・ 複数者による提案の場合、その役割分担が明示されているか。 	30
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュールに鑑み、十分に実現可能な提案であるか。 ・ 必要なリソースが確保できているか。 ・ プロジェクトの実施にあたって関連する法令等を適切に認識しており、それぞれを遵守する体制・対策の整備が行われているか。 	30

その他 (加点 要素)	<ul style="list-style-type: none"> 各評価の観点について高い価値が認められたものは、合計 10 点を上限として加点する。 <p>加点のポイント例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 【有用性】 特別なアイデアでインパクトがある等、今までにない価値提供が見込める。等 【具体性】 データ流通に向け、今後のデータ連携基盤運用に向けた示唆が見込める。等 	10
合計点		100

8. 説明会の開催

プロジェクトの募集にあたり、募集受付開始後、説明会を開催する。プロジェクト概要及びプロジェクトの応募にあたっての留意事項の補足説明、データ連携基盤運用保守の受託事業者（日本電気株式会社）からのデータ連携基盤についての説明等を予定している。

本プロジェクトの応募を検討するものは、説明会参加を必須とする。参加申し込みにあたっては、期日までに下記 URL から申し込むこと。詳細は以下を参照すること。

開催日時	① 令和5年6月2日（金） 10：30～12：00 ② 令和5年6月2日（金） 15：00～16：30
開催形式	オンライン（Webex）
申込方法	下記申込フォームから、必要事項を記載して申し込み URL： https://lgpos.task-asp.net/cu/041009/ea/residents/procedures/apply/6c2bda88-cbb8-4980-9a71-88cd6f807567/start
申込期日	令和5年5月31日（水）

9. 質問票の受付について

プロジェクトの応募にあたり、不明点等がある場合には質問を受け付ける。質問の方法については以下を参照すること。

なお、公平性を保つため、個別の問い合わせには一切応じない。また、受け付けた質問については、回答一覧をホームページ上で公開する。

受付期間	令和5年5月29日（月）～6月9日（金）12：00まで
提出方法	下記あてに質問票（参考様式）をメールで提出すること。 仙台市まちのデジタル推進課 メール：mac001735@city.sendai.jp ※ 参考様式は下記ホームページよりダウンロードすること。 URL： https://www.city.sendai.jp/renkeisuishin/r5usecase.html

10. 応募申込

応募を希望する事業者は、第8項に記載のとおり説明会への参加を必須とする。説明会の参加後に、プロジェクトに応募を希望する事業者は、必要書類を下記のとおり期日までに提出すること。

(1) 申込方法

仙台市ホームページから応募様式をダウンロードし、所定の様式に従って提出すること。

受付期間	令和5年6月27日（火）まで
提出書類	① 申込書（第1号様式） ② サービス提案書（第2号様式） ③ 経費算出書類（第3号様式） ④ 誓約書（第4号様式） ⑤ 市税の滞納がないことの証明書（写し・PDF可） ※ ①～④の様式は下記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入すること。 URL: https://www.city.sendai.jp/renkeisuishin/r5usecase.html
提出方法・提出先	下記あてに提出書類をメールで提出すること。 仙台市まちのデジタル推進課 メール: mac001735@city.sendai.jp

(2) 注意事項

- ・ ②サービス提案書は、7（2）審査基準の評価の観点を参照し、評価項目のすべてについて記載すること。また、その順序は記載事項の順序に従うこと。形式は、パワーポイント形式、A4、20枚まで、フォントサイズ12pt以上で記載すること。
- ・ ③経費算出表は、「5. プロジェクト支援費」の記載を参照の上、本事業を推進するにあたり、必要とするプロジェクト支援費を記載すること。なお、今回のプロジェクト実施に直接的に必要なかつ期間内においてのみ必要となる経費に限定して記載すること。
- ・ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。

(3) 選定等

申込締め切り後、審査委員会にて厳正にプロジェクト実施者を特定し、令和5年7月下旬に発表予定である。特定結果については応募者に個別に通知する。なお、選考過程は一切公表しない。また、選考過程に関する質問も一切受け付けない。

1 1. 留意事項

- (1) 応募申込時に提出する個人情報の取り扱いについて、以下を承諾すること。
 - ・ 受領した個人情報は、本市が本事業の目的の範囲内でのみ利用する。
 - ・ 提出者は、申込書に記載した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。
- (2) 応募申込時の提出書類の取扱い
応募申込時に提出された書類は、提出者に無断で本事業の目的以外に使用しない。ただし、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となることに留意すること。
- (3) 業者及びプロジェクトの公表
本事業にて選定された事業者の名称、プロジェクト内容、成果報告資料、報告会発表資料等については、本市ホームページ上にて公表予定のため、これを承諾すること。
- (4) 知的財産権、使用权等について
 - ・ 本事業にて作成した成果報告資料、報告会発表資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、本市に帰属する。また、著作者人格権を行使しないこと。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - ・ 本事業を通じてプロジェクト実施者が新規に開発したアルゴリズムやサービスについては、本事業終了後、プロジェクト実施者に権利が帰属する。
 - ・ 本事業終了後、サービス実装への移行に伴って調整・変更等が必要な事項については、別途本市とプロジェクト実施者が協議して決定する。その際、必要な書類等を本市から求める場合がある。
- (5) 秘密保持について
本事業を通じて知り得た情報について、本事業の用に供する目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。本事業終了後も同様とする。
- (6) 審査委員会での委員の意見を踏まえ、プロジェクト実施において対応を依頼する事項を採択時に特記事項として条件を付す場合、これに応じること。

1 2. 問い合わせ先

仙台市まちづくり政策局まちのデジタル推進課 松本・伊沢

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町12-26 二日町第三仮庁舎（カメイ勾当台ビル）3F

電子メール：mac001735@city.sendai.jp